

せたがや

消費生活センターだより

p.2~3 | 消費生活相談について紹介します

p.4~5 | 要注意!トラブル事例をご紹介します

p.6 | 専門の相談機関のご案内
返済しきれない借金(多重債務)で悩んでいる方へ

p.7 | 出前講座、ステップアップ講座のご案内
自分にはいい香り、でも隣では気分が悪くなる人も?!

p.8 | エシカルコラム
昭和女子大学フェアトレードサークルの紹介



世田谷区消費生活センター 相談窓口のご案内

相談専用電話

☎ 03-3410-6522

高齢者(65歳以上)専用電話

☎ 03-5486-6501

相談日時 ※祝・休日、年末年始を除く

まずはお電話でご相談ください。

月曜~金曜(電話・来所) 午前9時~午後4時30分
土曜(電話のみ) 午前9時~午後3時30分



日曜・祝日は消費者ホットライン

☎188 午前10時~午後4時(国民生活センター) ※年末年始を除く

消費者庁消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン

世田谷区消費生活センター
(三軒茶屋分庁舎3階)
世田谷区太子堂2-16-7

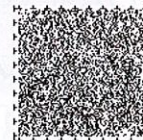


世田谷線「三軒茶屋駅」徒歩3分
田園都市線「三軒茶屋駅」北口A徒歩1分
バス すべて「三軒茶屋」バス停↓下車

回覧

ホームページでの情報提供 <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

世田谷区公式HP → 目次から探す → <暮らし手続き> → 消費生活



消費生活相談について紹介します



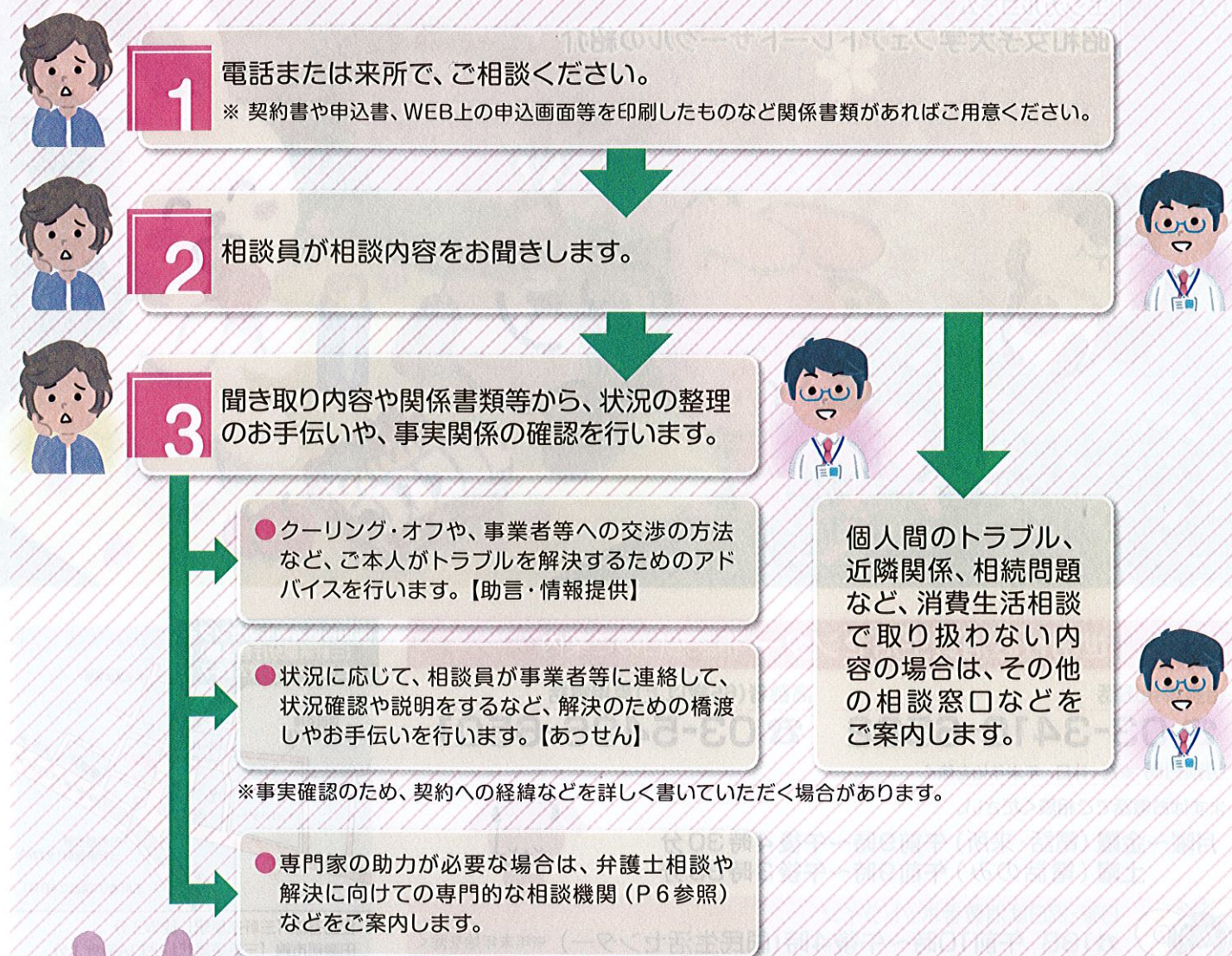
消費生活相談を受けるには

- 世田谷区に在住・在勤・在学の方がご相談できます。
- 本人が相談できない場合は、ご家族や見守りの方からのご相談も受けています。
- 相談時間 月曜～金曜（電話または来所） 午前9時～午後4時30分
土曜（電話相談のみで来所相談はありません） 午前9時～午後3時30分
- 相談専用電話 **03-3410-6522**
- 高齢者（65歳以上）専用電話 **03-5486-6501**

祝・休日、年末年始を除く

※事業者の方からのご相談は、事業者向け経営相談窓口（P8参照）などをご案内しています。

消費生活相談の流れ



「トラブルが起きてから」だけでなく、「契約をする前に確認をしたい」「なんだかおかしい気がする」など、事前の相談もお受けします。トラブルを未然に防ぐためにも、お気軽にご相談ください!

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、特定の取引について、契約後一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。なお、通信販売や自分から店に出向いて購入する場合は、原則として適用されません。

主なクーリング・オフ規定(特定商取引法関係)

取引内容	期間
訪問販売 (キャッチセールス・点検商法など)	8日間
訪問購入 (和服や貴金属等の訪問買い取りなど)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 (エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス・美容医療) ※一定の条件あり	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法など)	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職商法・モニター商法など)	20日間

- ◆クーリング・オフ期間は、原則として、法定の契約書面を受け取った日を1日目として数えます。
- ◆政令で指定された消耗品や3千円未満の現金取引など、条件によってはクーリング・オフできないものがあります。
- ◆左記以外にも、クーリング・オフが適用される取引があります。
- ◆期間を過ぎても販売方法に一定の問題がある場合は「消費者契約法」などにより契約を取消しすることもあります。

※通信販売は、不良品でない場合、返品や交換は原則として通信販売業者が表示した特約に従うこととなります。ただし、返品についての特約の表示がない場合には、商品の引渡しを受けた日から数えて8日以内であれば返品が可能です(送料は購入者負担)。

書面によるクーリング・オフの手続きについて

- ① 契約を解除する旨を書面で通知します。
- ② 必ず書面の表裏をコピーし自分の控えとします。
- ③ 郵便を出した証拠を残すため、郵便局の窓口で「特定記録郵便」または「簡易書留」の方法で出します。
※通知を発信した日がクーリング・オフの期間内であれば有効です。
- ④ 信販(クレジット)契約をしている場合は、信販(クレジット)会社にも同時に通知します。
 - ・すでに支払った代金は返金されます。
 - ・違約金や損害賠償は請求されません。
 - ・商品返却費用は販売会社負担です。
 - ・工事などサービスの提供が開始あるいは完了していてもクーリング・オフできます。

書面によるクーリング・オフ通知の書き方(例)

□□□□ 会社住所 代表者 様 簡易書留 または 特定記録郵便	契約解除通知 契約年月日 ○年○月○日 商品名 契約金額(支払額) 円 販売会社 担当者 信販会社(信販契約のある時) 上記の契約は解除します。 ○年○月○日 住所 氏名
▲表面	裏面▶

電磁的記録によるクーリング・オフの手続きについて

令和4年6月1日から書面だけではなく電磁的記録(電子メール、FAX、事業者がウェブサイトに掲げるクーリング・オフ専用ページなど)によるクーリング・オフも可能になりました。詳細は、消費者庁特定商取引法ガイド(<https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/coolingoff.html>)をご確認ください。

自動通話録音機の無料貸出

電話を使った詐欺を撃退するため、相手側に対して警告メッセージを流して通話を録音する自動通話録音機を無料で貸し出しています。ぜひ、ご活用ください。

区内在住で、おおむね65歳以上の方
問い合わせ: 世田谷区地域生活安全課
03-5432-2267

「悪質事業者通報サイト」をご利用ください

WEBサイトから、悪質事業者に関する情報を通報できます。情報をお寄せください。

東京暮らしWEB 悪質事業者通報サイト 検索

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/>



トラブル事例をご紹介します

多発している悪質商法や詐欺、相談の多い契約トラブル等をご紹介します。

要注意! 新手の事例

〇〇ペイで返金されるはずが、送金に!?

事例

ネット通販で本を注文した。支払いは銀行振込みのみであった。商品が届かず、メールで業者に連絡すると「商品が確保できなかったため、〇〇ペイで返金します」と返信があった。そのまま業者が提示するとおりに〇〇ペイのアプリを操作した。のちに確認すると、〇〇ペイの残高が減っており、送金していたことがわかった。



ネットショッピングの代金を既に振り込んでいるにもかかわらず、返金は〇〇ペイのアプリで行うのは極めて不自然です。「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。

マイナポイント事務局をかたる詐欺メール

事例

「マイナポイント第2弾のお知らせ」「20,000円分のポイントプレゼント」「マイナポイントがもらえる」という旨が書かれたメールが届いた。メールに記載のURLにアクセスすると個人情報とクレジットカード情報を入力するよう表示された。

マイナポイント事務局がメールでマイナポイント関連のメールを行うことはありません。URLにアクセスすると偽サイトに誘導され、個人情報やクレジットカード番号を入力させられることにより、その情報を利用した詐欺被害にあう恐れがあります。

このような申請や店舗の閉店に乗じた詐欺メールのほかにも、公共機関や宅配業者・金融機関などの企業をかたった本物と見分けのつかない詐欺メールが非常に増えています。

心当たりのないメールが届き、対応に迷った際には消費生活センターにご相談ください。

要注意! 相談多発事例 ～くらしのレスキュー・定期購入・点検商法・副業～

くらしのレスキュートラブル

事例

一人暮らしの家にゴキブリが出た。慌ててスマートフォンで検索し「ゴキブリ退治数百円～」とあった業者に来てもらった。ゴキブリの退治後、10万円の再発防止作業を勧められた。ゴキブリへの恐怖から依頼したが、高額なので納得できない。



広告で安価な料金が表示されていても、その値段で作業できるとは限りません。依頼するときは、その料金での作業内容や出張料・キャンセル料・追加作業費の有無などを確認しましょう。「金額は現地を見ないと分からない」などと言われても大体の相場を聞きましょう。

業者が来訪した際も、作業前に見積書をもらい、必ず作業内容と代金の根拠等を確認し、納得できない場合はきっぱりと断りましょう。

相談の多い商品・サービス 害虫の駆除、トイレのつまり、水漏れ、排水管清掃、鍵、給湯器の修理

定期購入と知らずに申込み、高額請求に!

事例

スマートフォンで「お試し2,000円」という広告を見て化粧品を申し込み、商品を受け取った。しかし翌月にも同じ商品が3つ届き、19,000円の請求書が入っていた。驚いて業者に電話したところ、申し込んだのは定期購入であり、解約可能な期間を過ぎているため、解約は次回分からとなり、今回届いた分の代金は支払う必要があると言われた。



通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。商品の注文前に、定期購入が契約の条件となっていないか、よく確認しましょう。

また、解約可能期間が短期間であったり、初回で解約すると定価との差額を支払う等が定められていることがあります。簡単に解約ができるかどうかという点も必ず確認しましょう。

相談の多い商品・サービス 化粧品、染毛剤、育毛剤、健康食品、ダイエット食品、サプリメント

あなたのお宅も狙われています～点検商法～

事例

「近所の工事に来たが、お宅の屋根瓦がずれているのが見えたので無料で点検する」などと言って業者が突然来訪し、点検後「このままでは危険、ご近所に迷惑をかけてしまう」などと不安をあおり、高額な屋根工事の契約を迫られた。

このような事例は「点検商法」と呼ばれます。必要のないいくつかの工事を迫り、数百万円にも及ぶ契約になることがあります。また、「火災保険の範囲で修理できる」と地震や台風などの自然災害に便乗して誘う住宅修理契約のトラブルも発生しています。

すぐに契約せず、本当に必要なか、冷静に考えましょう。必要な工事であれば、複数の業者から見積もりを取って検討しましょう。

相談の多い商品・サービス 屋根工事、床下工事、シロアリ駆除、浄水器、消火器、布団

借金を抱えることも!? 副業に関する契約トラブル

事例

「簡単な作業で高収入」という広告を見て応募すると、業者から「最初に100万円が必要。だがそれ以上儲かる。お金は消費者金融で借りればよい」と勧められ契約した。消費者金融には、業者がリモートで自分の端末を操作し、借金を申し込んだ。しかし、利益は得られず、業者から返金も断られ、借金だけが残ってしまった。



簡単に稼げるようなうまい話はありません。借金をすぐ返せる保証は一切ないほか、業者に解約や返金を求めても連絡が取れなくなり、トラブルの解決が困難になる恐れもあります。

高額な負担が必要な話には注意し、安易に契約をしないようにしましょう。



ちょっとでも

詐欺かな?

トラブルかな?

と思ったら……

お気軽に世田谷区消費生活センター

03-3410-6522 へご相談ください。

専門の相談機関

相談内容	相談・問い合わせ機関	電話番号	受付日時
金融に関する相談	NPO法人 証券・金融商品 あっせん相談センター (FINMAC)	0120-645-005	月～金* 9:00～17:00
	金融庁 「金融サービス利用者相談室」	0570-016-811 IP電話 03-5251-6811	月～金* 10:00～17:00
賃貸住宅トラブルに 関する相談	東京都「賃貸ホットライン」	03-5320-4958	月～金* 9:00～17:30
住宅リフォーム・建築工事 に関する相談	(公財)住宅リフォーム・紛争処理 支援センター「住まいのダイヤル」	0570-016-100 IP電話 03-3556-5147	月～金* 10:00～17:00
電気通信に関する相談	総務省 電気通信消費者相談センター	03-5253-5900	月～金* 9:30～12:00 13:00～17:00
通信販売のトラブルに 関する相談	(公社)日本通信販売協会 「消費者相談室」(JADMA)	03-5651-1122	月～金* 10:00～12:00 13:00～16:00
農林水産業に関する相談	農林水産省「消費者の部屋」	03-3591-6529	月～金* 10:00～17:00
インターネット等パソコンを 利用した犯罪に関する相談	警視庁 サイバー犯罪対策課	03-5805-1731	月～金* 8:30～17:15
生活安全に関する相談	警視庁 総合相談センター	#9110 03-3501-0110	24時間対応
成年後見制度に関する相談	世田谷区社会福祉協議会 成年後見センター	03-6411-3950	月～金* 8:30～17:00
事業者向け経営相談窓口	(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7881	月～金* 9:00～11:30 13:00～16:30

★年末年始の受付日時は各窓口にお問い合わせください。

※祝日を除く

返済しきれない借金(多重債務)で悩んでいる方へ

— ひとりで悩まず、まずはご相談を —

区の相談窓口 専門家の支援を受けるにあたっての情報提供を行っています。

消費生活相談	消費生活センター	03-3410-6522			
各総合支所 区民相談	世田谷	03-5432-2016	各総合支所 生活相談 (生活保護等)	世田谷	03-5432-2846
	北沢	03-5478-8001		北沢	03-6804-7386
	玉川	03-3702-4864		玉川	03-3702-1734
	砧	03-3482-3139		砧	03-3482-1390
	烏山	03-3326-6304		烏山	03-3326-6112
納付相談 (住民税の滞納等)	納税課	03-5432-2208	納付相談 (国保料の滞納等)	保険料収納課	03-5432-2343

※多重債務などで、こころの不調を感じる方、お酒やギャンブルなどをやめられずお困りの方を対象に、各総合支所健康づくり課で「こころの健康相談」と「依存症相談」を行っています。

自立相談支援 経済的な問題とあわせて、就労や家計など生活上の様々な困難に直面している方の相談窓口です。

ぶらっとホーム世田谷	03-5431-5355	月～金* 9:00～17:00
東京都生活再生相談窓口 ※生活再生のための方法を一緒に検討し、提案しています。	03-5227-7266	月～金* 9:30～18:00

※祝日を除く

クレジット・サラ金無料相談先…区の相談窓口で案内する専門相談機関 弁護士等による債務整理を行い解決を目指します。

弁護士会法律相談センター	日本司法支援センター〔法テラス〕
クレジット・サラ金専門無料相談(予約制、面談30分)	サポートダイヤル(オペレーターが対応) 0570-078-374
新宿総合法律相談センター 03-6205-9531	IP電話 03-6745-5600
蒲田法律相談センター 03-5714-0081	
クレサラ無料電話相談 0570-071-316 (弁護士が10分程度の簡単な相談に応じます)	公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会
	多重債務ほっとライン 0570-031-640

消費生活センターでは、暮らしの中の「学びたい」や「知りたい」を
お手伝いするための講座を実施しています!



出前講座(講座時間:30～120分)

区民講師(ボランティア)が、町会・自治会や学校、自主グループの学習会などに出向いて、消費生活に関する情報をわかりやすくお届けする講座です。

契約の基礎や消費者トラブルにあわないための方法、健康でいきいき暮らすための食生活、食品ロスを減らす工夫やエシカル消費についてなど、さまざまなテーマの講座をご用意しています。

クイズや朗読劇、実演なども交えて、楽しみながら消費生活の知識を学べます。ご依頼をお待ちしています!

テーマ例

【あなたを狙う悪質商法】【楽しく学ぼう食事バランス】【私たちのくらしはこのままでいいの? ~エシカル消費について、日頃の買い物から考える~】など

※講座内容によって、材料費等の実費を負担していただく場合があります。



申込み方法等

実施希望日の1ヶ月前までに、消費生活課に電話またはFAXでお申込みください。

※チラシ等で参加者を集める(または会員にお便りを出す)場合は、実施希望日に関わらずチラシ配布等の1ヶ月前までにお申込みください。

お申込みの際は、

①お申込み者名(連絡先) ②希望日時 ③会場 ④希望する内容 ⑤受講者数(10名以上)等をお知らせください。

お申込みから、実施決定まで10日ほど時間がかかります。

実施決定後にお申込者・区民講師・消費生活課職員で事前打ち合わせを行います。

ステップアップ講座(区民講師養成講座)

出前講座の区民講師(ボランティア)をめざしていただく連続講座です。

あなたも、消費生活に関する知識を学び、仲間とともに地域に貢献してみませんか?

各分野の専門の講師陣により消費生活に関する基礎知識を講義やグループワークを通して学びます。

7月から10月頃に10回程度実施しています。

令和6年度は、6月上旬に募集予定です。詳しくは、「区のおしらせ」や「区のホームページ」でご確認ください。

自分にはいい香り、でも隣では気分が悪くなる人も?!

柔軟仕上げ剤、消臭・除菌スプレー、制汗剤、合成洗剤等、香りの付いた製品に人工的なにおいが使用されています。

しかし一方で、衣類や洗濯物等に付けられたこうしたにおいは、自分が思っている以上に、他人にはにおっていることもあり、なかには不快感や頭痛や吐き気といった体調不良を感じている人もいます。



消費者へのアドバイス

- ・においの種類や強さの感じ方は個人差が大きく、慣れたにおいは感じにくくなって、使用量が徐々に増えることもあるようです。製品に定められた適切な量で使用しましょう。
- ・自分にとっては快適なおいでも、他人は不快に感じることもあるということを認識しておきましょう。
- ・商品を選択する前に商品の表示等に記載された芳香の強さ等を参考にしましょう。
- ・使用する際は使用量の目安を守り、周囲に配慮してお使いください。
- ・公共施設や人の集まる場所では、柔軟剤、香水、整髪料等の香料を含むものの使用を控える等、周りの方々に配慮しましょう。
- ・身体症状が強く出ている場合、必ず医師に相談してください。

(参考:独立行政法人国民生活センター、東京くらしWEB)



消費者庁
「その香り
困っている人も
います」



東京くらしWeb
「こんなところに
とらぶるの芽 No.80」



昭和女子大学フェアトレードサークル

学内でのイベントを契機として、2022年4月、大学公認のサークルとして設立。現在20名のメンバーが、学園祭での展示・発表をはじめ、昭和女子大学附属高等学校の生徒との協働など、積極的に活動を行っています。

主にサークル公式のInstagramにて活動報告中です。お時間のあるときにのぞいてみてください！



@SWU_FAIRTRADE

ある日のキャンパス フェアトレードサークルの学生とその友人の会話

フェアトレードサークルの学生

友人

最近さ、エシカルやSDGs、授業とかテレビ番組でも話題になるよね。

そうだね!調べてみたらフェアトレード商品って単語が出てきたんだよね。知ってる?

フェアトレード商品は低賃金で働かされている労働者などの生活の自立をめざすため公平な価格で販売されている商品なんだ。

そうなんだ!でも、どこに売っているの?

最近では、スーパーやコンビニでもコーヒーや紅茶、ジャム、チョコレートなどのフェアトレード商品を取り扱い始めたみたい!

よかったら、今から一緒に近くのお店に寄ってみない?

そんな身近なところにもあるんだね。どんなモノがあるのかな?早く行こう!

サークルからフェアトレードのすすめ

生産者や労働者の低賃金労働を改善して生活の自立をめざす「公平・公正な貿易」がフェアトレードです。安く買うことができるモノがたくさん売られているなか、値段が購入の選択肢になるのはもちろんですが、「なぜこれは安く販売することができるの?」「原産地はどこ?作っている人々の賃金は?」など、ちょっと考えてみませんか?

フェアトレードの商品を購入することで、労働者は公平・公正な取引によって生活が安定するなど幸せな気持ちになることができます。消費者の私たちも、労働者の応援をすることができ、幸せな気持ちになれると思います。

フェアトレードの国際的な基準を満たした商品には認証ラベルが付いていますので、お店で見かけたら手に取ってみてください。

身近なお店で認証ラベル付きの商品を探す、贈り物をフェアトレードチョコレートにする・・・

この記事を読んだ皆さんが日常生活の中で、フェアトレード商品の購入がひとつの選択肢になると幸いです。



国際フェアトレード
認証ラベル

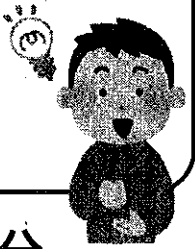
(補足) せたがや消費生活センターだより12月号「手軽さが落とし穴に!? 消費者ローンのトラブルに注意!」に補足があります。詳しくは、右記の二次元コードからホームページでご確認ください。



発行：世田谷区経済産業部消費生活課 年4回(3月・6月・9月・12月)発行 聴覚等が不自由な方は、ファクシミリでお問い合わせください。
〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 区役所三軒茶屋分庁舎3階 電話 03-3410-6521・6523 ファクシミリ 03-3411-6845
「消費生活センターだより」は、区役所、総合支所、出張所、まちづくりセンター、図書館、区民センター、地区会館等で配布しています。
消費生活センターの各事業は、区のホームページからご覧いただけます。

専門家に相談できる「合同相談会」

弁護士・税理士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・社会保険労務士が、損害賠償等の法律問題、相続税の計算方法、土地の登記や相続関係の手続き、遺言書や契約書等の作成方法、土地境界の問題、労働条件や社会保険などの相談に応じます。



〈日 時〉 令和6年5月19日(日) 午後1時30分～4時15分

相談時間:①1時30分～ ②2時05分～ ③2時40分～ ④3時15分～ ⑤3時50分～

〈会 場〉 三茶しゃれなあとホール ※裏面の地図をご覧ください
(世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎5階)

〈内 容〉 専門家が個別相談に応じます。
相談時間は1人25分までで、相談料は無料です。

事前予約が必要です

予約制 先着順

〈予約期間〉 4月17日(水)～4月26日(金)

〈予約受付〉 せたがやコール 受付時間:午前8時～午後9時

電話:03-5432-3333

FAX:03-5432-3100

※事前予約制で「先着順」の受付となります。

※予約時に、相談したい専門家の種別と相談の主旨をお知らせください。

※相談予約は1つの専門家に限ります。

(相談後の空き状況により、他の専門家にも相談ができます。)

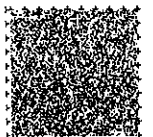
●相談する専門家が分からない場合●

予約前に「世田谷総合支所区民相談室(03-5432-2016)」へご相談ください。(月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで受付)

〈問い合わせ〉

世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談(電話:03-5432-2818)

回							
覧							



◎相談会へ参加される方へのお願い

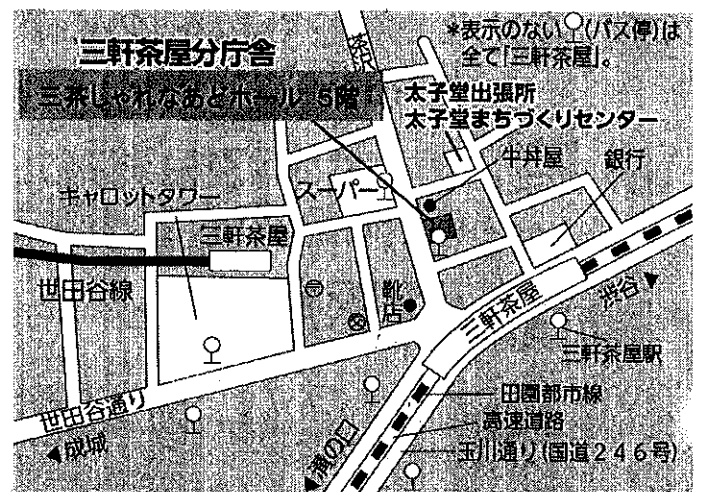
- ・ 筆記用具を忘れずにお持ちください。
- ・ 体調がすぐれない場合は、ご利用をお控えください。
- ・ 相談者は原則1名(介護等による付き添いが必要な場合は、最大2名まで)とさせていただきます。

会場アクセス

電車 世田谷線・田園都市線「三軒茶屋駅」徒歩3分

バス

- ・ 「三軒茶屋」徒歩3分
(渋谷駅～弦巻営業所・田園調布駅・二子玉川駅・高津営業所・上町駅・祖師ヶ谷大蔵駅・用賀駅・成城学園前駅西口・調布駅南口・等々力)
- ・ 「三軒茶屋」徒歩3分(目黒駅前～三軒茶屋駅)
- ・ 「三軒茶屋」徒歩すぐ(北沢タウンホール～駒沢陸橋)



【主催】世田谷区(世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談)

【共催】(公財)世田谷区産業振興公社

◎ 区民相談室のご案内

- ・ 各総合支所区民相談室では、区民相談員が、相続や不動産、金銭貸借等、日常生活の中で起こるさまざまな困り事や悩みの相談に応じます。また、平日の午後に弁護士相談(予約制)を行っています。
- ・ 世田谷総合支所区民相談室では、司法書士(予約制)、税理士(予約制)、行政書士による相談も行っています。(各月1回)
- 詳しくは区のホームページをご覧ください。各、各区民相談室へお問い合わせください。

【各総合支所区民相談室連絡先】

世田谷総合支所	北沢総合支所	玉川総合支所	砧総合支所	烏山総合支所
03-5432-2016	03-5478-8001	03-3702-4864	03-3482-3139	03-3326-6304



みしまの森学舎

とどろき

学校だより 3月号
 令和6年2月29日発行
 みしまの森学舎
 世田谷区立等々力小学校
 校長 遠藤 雅孝

豊かなつながり

校長 遠藤 雅孝

2月、3年生の国語の学習で、「等々力小学校の自慢」について考えました。「あいさつがしっかりできる」「校庭が広い」など様々な意見ができました。その中で「お祭りなどのイベントがたくさんある。だっておやじの会の人たちとか頑張ってくれているから。」という意見が出て、「そうだよね。」とクラスのみんなが同意していて大変嬉しく思いました。先日の「とどろき冬まつり2024」でもたくさんの方々が準備の段階から当日の運営までご尽力いただきました。等々力小学校に着任して1年が経とうとしていますが、学校、保護者、地域、みんなの力で子どもたちを育てていこうという思いがあふれる地域であると感じます。令和5年度の1年間、皆様には、等々力小学校スローガン『全ては子どもたちのために～ One for children. All for children. ～』を様々な場面で体現いただきました。だから、子どもたちから上述のような発言が聞かれるのだと思います。このような学校や地域で育った子どもたちは、将来大きくなったら、今度は自分がこの地域で子どもたちのために頑張ろうと活躍してくれるはずです。子どもたちと地域の「つながり」ができ、まさにキャリア教育だと感じます。



また、本校の特色ある教育活動の一つに、幼稚園、保育園との交流があります。先日1年生、5年生がそれぞれ交流会を行いました。1年生は4月から小学校に入学する年長さんたちに、小学校体験をしてもらうために、準備をしてきました。「掃除の仕方を教えようよ。」「ランドセルを背負ってもらおうよ」など、幼稚園や保育園と小学校との違いを考え、優しく丁寧に説明したり、実際にやってもらったりしました。5年生は、学校での遊びの体験です。交流グループの5年生が、園児が喜ぶように考え、「だるまさんが転んだ」「お手玉」「双六」などの昔遊びを準備してくれて、一緒に楽しく遊ぶことができました。全ての遊び道具が手作りで最後に園児にプレゼントすることができ素晴らしかったです。この1年生と5年生は、新1年生と令和6年度もたくさんの活動を共にします。年長さんたちにとっては小学校入学に憧れをもったり、見通しをもったりすることができますし、小学生にとっては、しっかりと準備をし、園児たちに喜んでもらうことで、本校が目指す、自信・共感・自律へとつながる取組になりました。



明日3月1日には、6年生を送る会が行われます。最上級生として学校を支え頑張ってくれた6年生に感謝を伝える会です。どの学年も心を入れて準備をしてきました。6年生からしっかりとバトンをつなぐ、ここでも「豊かなつながり」になっています。

来年度も様々なつながりを大切にしながら、愛情ある共感的な児童理解、褒める指導を徹底し、自信・共感・自律（非認知能力の育成）を目指していきます。あと1ヶ月、6年生の小学校生活の最後が充実するように、他の学年は進級に向けての準備がしっかりとできるように、引き続きチーム等々力小職員一丸となって取り組んで参ります。ご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。



等々力小HP

3・4月の行事予定

- 生活目標 ○一年間を反省し、まとめをしよう
- 保健目標 ○一年間の健康生活をふりかえろう
- 安全目標 ○安全な生活をしよう
- 給食目標 ○一年間の食生活をふり返ろう。

※ () は実施学年、○数字は実施校時。時程の「通」「M・m」(モジュールあり)は通常時程、「B」は特別時程です。下校時刻は保護者会で配布した生活時程表を参照してください。

月	日	曜	行 事	時程	1年	2年	3年	4年	5年	6年
3月	1	金	6年生を送る会③④ キッズタイム	M	5	5	6	6	6	6
	2	土								
	3	日								
	4	月	あいさつキャンペーン始(6) 委員会(最終・後期反省) ※計画委員児童のみ6時間授業	通	5	5	5	※6	6	6
	5	火	絵本の国(1~3) 4時間授業(1) 5時間授業(2~6)	M	4	5	5	5	5	5
	6	水		B	5	5	5	5	5	5
	7	木	4時間授業(1~3) 5時間授業(4~6)	M	4	4	4	5	5	5
	8	金	安全指導日 4時間授業(1・2) 5時間授業(3~6)	M	4	4	5	5	5	5
	9	土	土曜授業日 あいさつキャンペーン終(6) PTA役員会9:30 遊び場解放委13:30	B	3	3	3	3	3	3
	10	日								
4月	11	月	全校朝会 絵本の国ウィーク(4~6) 4時間授業(1) 5時間授業(2~6)	通	4	5	5	5	5	5
	12	火	「いきものとなかよくしよう」(移動動物園)(1) 10:20~14:20	M	5	6	6	6	6	6
	13	水		B	5	5	5	5	5	5
	14	木	5時間授業(全) ブラインドサッカー体験①(4) 1~4校時	M	5	5	5	5	5	5
	15	金	5時間授業(全) ブラインドサッカー体験②(4) 1~4校時	M	5	5	5	5	5	5
	16	土								
	17	日								
	18	月	4時間授業(1) 5時間授業(2~6)	通	4	5	5	5	5	5
	19	火	給食終 4時間授業(全)	B	4	4	4	4	4	4
	20	水	春分の日							
	21	木	卒業式予行(5・6) 1~4年生2時間授業 5・6年生4時間授業 ノーチャイム B時程(1~4) モジュールあり(5・6年)	B M	2	2	2	2	4	4
	22	金	修了式 大掃除 卒業式準備(5)④	B	4	4	4	4	4	4
	23	土								
	24	日								
	25	月	卒業式						4	4
	26	火	春季休業日始							
4月	5	金	春季休業日終 入学式準備 6年・2年児童登校							
	6	土								
	7	日								
8	月	始業式 入学式								

※ 今月は予告なしで避難訓練を行います。
 ※ 次年度の予定については、変更する場合があります。

1年

○生活科「いきものとなかよし」について

2月22日(木)に予定していた移動動物園を招いた特別授業は、3月12日(火)に延期となりました。

○荷物の持ち帰りについて

春休みに向けて、少しずつ荷物を持ち帰ります。3月11日の週に持ち帰り用の袋を持たせてください。

○校帽について

2年生より青色の校帽を着用となります。春休み中にご購入いただき、始業式に着用して登校してください。

- 取扱店**
- ◆タカノ洋品店 (ハッピーロード尾山台)
 - ◆十六屋洋品店 (エーダンモール深沢)
 - ◆いちかわ洋品店 (深沢不動バス停前)

○4月8日(月)入学式について

4月8日(月)は、始業式と入学式があります。新2年生が入学式に参加し、合奏などを披露する予定です。そのため、下校時刻が他の学年よりも遅くなり、**11:30頃**を予定しています。

【持ち物】 上履き、鍵盤ハーモニカ、校帽着用、毎日セット

3年

○鉢植えの持ち帰りについて

空の鉢植えを順次持ち帰ります。鉢植えが入る大きさのビニル袋を**8日(金)まで**に持たせてください。4年生以降学校では使用しませんので、ご家庭でご活用ください。

○そろばん学習について

3月の2週目に算数でそろばん学習を行います。そろばんは、学校のものを使用します。そろばんがあるご家庭は、使い慣れたものを持たせていただいても構いません。ご家庭のものを使用する場合は、3月4日(月)に持たせてください。

○地域安全マップについて

総合的な学習の時間に取り組んだ地域安全マップが出来上がりました。毎日通っている道や遊んでいる公園を改めて見直したことで、危険な場所や安全な場所を知り、今後気を付けていこうと一人ひとり振り返りました。ご家庭でも話題にしてみてください。校外学習へのご協力ありがとうございました。

2年

○荷物の持ち帰りについて

春休みに向けて、少しずつ荷物を持ち帰ります。3月11日の週に持ち帰り用の袋を持たせてください。

○3年生まで保管する教材などについて

保護者会でもお知らせいたしました。春休み中に学習用具を整理・補充しておいてください。

- ・防災ノート
- ・絵の具セット
- ・粘土・粘土板
- ・鍵盤ハーモニカ

○生活科「広がれ わたし」について

保護者の皆様には、写真等の準備やインタビューなど、ご協力いただきありがとうございました。製作したアルバムは後日持ち帰ります。

○パンジーについて

卒業式に装飾として使いますので、春休み中も学校に置いておきます。

4年

○総合学習について

3月14日(木)と15日(金)の1時間目から4時間目に福祉体験でブラインドサッカーを行います。体育着を着用しての実施となります。よろしくお願いたします。

- 日時: 3月14日(木) 1・2時間目 4年2組
 3・4時間目 4年1組
 3月15日(金) 1・2時間目 4年3組
 3・4時間目 4年4組

○地図帳について

教科書の地図帳は5年生以降の学習でも使います。ご家庭で保管しておいてください。

○家庭科について

5年生から家庭科の学習で裁縫や調理実習が始まります。ご家庭のお手伝い等で取り組んでいただければと思います。

5年

○卒業式について

5年生は在校生代表として卒業式に参加します。詳細は以下になります。ご確認ください。

日時: 3月25日(月)

8:10~8:20登校(教室集合)

12:30頃下校予定

持ち物: タオル(リコーダー置きのため)

○新年度登校日について

新6年生は入学式準備のために4月5日(金)に登校します。また入学式での活動もあります。以下をご確認ください。

入学式準備

・4月5日(金)

9:00登校(体育館集合) 11:30頃下校予定

始業式・入学式

・4月8日(月) 8:10登校

持ち物: 上履き 筆記用具 連絡帳

※始業式終了後、入学式の受付や誘導などの役割があります。(下校は10:50頃の予定です。)

※代表児童となった児童は入学式に参列します。(下校は12:00頃の予定です。)

~本校ホームページ<https://school.setagaya.ed.jp/tok/>もぜひご覧ください~

6年

○タブレットの回収について

3月14日(木)にタブレット本体(タブレットカバー込み)と充電器(コード込み)の2点を揃え、透明な袋に入れて持ってきてください。15日(金)に初期化作業を子どもたちと共に学校で行います。この日、タブレットを忘れてきたり、欠席した場合は、ご家庭で作業を進めていただくことになります。

○卒業式について

日時 令和6年3月25日(月)

場所 本校体育館

児童登校時刻 8:10~8:20

保護者受付 8:45~9:10

開式 9:30

終了予定 12:30

※詳細は保護者会便りを御覧ください。

学校からのお知らせ

◆キャリアパスポートについて

子どもたちの成長の記録として、キャリアパスポートに取り組んでいます。3月8日(金)にふり返りの欄を記入の上、持ち帰ります。保護者の方のコメントを入れていただき、3月15日(金)までに担任まで返却をお願いいたします。

◆新年度始業式について

令和6年度の始業式は、4月8日(月)です。校庭にて新しいクラス分けを児童に配布します。

登校時間・下校時間

8:10までに登校 9時20分頃 下校。

(新6年生は入学式補助があるので、下校は10:50頃になります。)

持ち物

上履き・筆記用具・連絡帳